

報告 3

三次市地域部活動移行に関する意見提言について

令和6年12月6日（金）第11回地域部活動検討委員会において、地域部活動検討委員会から三次市教育委員会に別紙の提言書が提出されたので、報告します。

令和6年12月23日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

令和 6 年 1 2 月 6 日

三次市教育委員会
教育長 迫田 隆範 様

三次市地域部活動検討委員会
委員長 東川 安雄

三次市地域部活動移行に関する意見提言

三次市地域部活動検討委員会は、三次市における部活動地域移行を巡る状況等を考慮し、令和 5 年 3 月 2 2 日の 1 0 項目の提言を加筆・修正する形で提言を行います。

次の内容を尊重していただき、より円滑で効果的な地域部活動移行を推進していただくようお願いします。

記

- 1 令和 9 年 4 月からの休日の部活動の地域展開を目指し、関係機関等と連携して取組を進めること。
- 2 活動や地域の実情に応じ、平日の地域展開も含めた柔軟な対応を行うこと。
- 3 取組の推進に当たっては、幅広い関係団体等との十分な連携の下、行うこと。
- 4 部活動の地域展開に係る情報発信を行い、市民や関係団体等への周知を図ること。
- 5 部活動の地域展開を推進するための体制を整備し、より円滑で効果的な取組を進めること。

令和5年3月22日

教育長 迫田 隆範 様

三次市地域部活動検討委員会
委員長 東川 安雄

三次市地域部活動移行に関する意見提言

三次市地域部活動検討委員会設置要綱(令和3年10月25日、教育委員会告示第25号 令和4年10月21日改正)に基づき設置された本検討委員会は、令和3年12月10日以降、文部科学省から示された「学校における働き方改革を踏まえた部活動改革」の趣旨を踏まえるとともに、「中学校部活動を地域等に移行することで、地域スポーツの活性化を図る」という視点で、本市の地域部活動移行について、学校部活動の現状や国、県の取組状況、他の事例等を参考に中学校部活動の地域移行について検討してきました。

その後、国、県の方針転換により、財政的支援や地域移行期間など修正がなされましたが、部員の減少、複数校による合同チーム編成もままならないという、本市の学校部活動を取り巻く状況を鑑み、下記のとおり提言します。

教育長においては、この提言を尊重していただき、地域部活動移行をとおして子どもたちと地域がつながり、地域スポーツや地域文化活動の活性化を推進していただくようお願いします。

記

- 1 「地域で子どもたちを育てる」という基本的な考え方に沿って、地域部活動移行の取組を進めることで、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保し支援すること。
- 2 部活動アンケート結果や「部活動の地域移行に係る指導を希望する教職員対象調査」の結果並びに検討委員会で出された意見等を踏まえ、地域や各学校及び関係する団体・組織からの意見等を丁寧に聞きながら、各地域や中学校区の実状に応じて、地域移行が可能な地域（中学校区）等から取り組むこと。
- 3 「文化部」についても併せて地域移行に取り組むために、現検討委員会に文化に関する委員を加えた新たな組織に移行し取り組むこと。

- 4 取組を進めるにあたっては、地域や大学など外部組織とも連携し多様な人材を活用すること。また、広域的に取り組むこと。
- 5 令和4年12月にスポーツ庁、文化庁が示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等を参考にする。
- 6 国や県、各市町と連携を取りつつ、国、県の動向や先進地事例などの状況把握に努め、取組の参考とすること。
- 7 引き続き検討委員会等を随時開催し、進捗状況等の報告や意見交換の場を持ち、検証を重ねながら時間をかけて取り組むこと。また、取組状況について広く情報発信すること。
- 8 地域部活動移行に取り組むマネジメント組織を設立すること。総括コーディネーターを配置し、受け皿となる団体や組織（新規または既存）との連携を図ること。
- 9 市は、マネジメント組織や受け皿となる団体や組織に対し、自走できるよう人材、施設、財源等の条件整備の支援を行うこと。
- 10 マネジメント組織や受け皿となる団体や組織は、自走できるよう取り組み、持続可能な仕組みを構築すること。

○令和３年度三次市地域部活動検討委員会 委員名簿（８名）

委員長 東川 安雄 （広島文化学園大学教授）
 副委員長 藤田 正樹 （三次市立八次中学校校長）
 委員 原田 裕子 （三次市ＰＴＡ連合会役員）
 委員 山口 圭子 （三次市ＰＴＡ連合会役員）
 委員 池田 誠 （三次市立三次中学校校長）
 委員 藤井 清美 （三次市立塩町中学校校長）
 委員 助木 達夫 （三次市体育協会会長）
 委員 今田 邦彦 （三次市スポーツ少年団本部長）

○令和４年度三次市地域部活動検討委員会 委員名簿（８名）

委員長 東川 安雄 （広島文化学園大学教授）
 副委員長 藤田 正樹 （三次市立八次中学校校長）
 委員 谷本 憲紀 （三次市ＰＴＡ連合会副会長）
 委員 藤原 妙子 （三次市ＰＴＡ連合会役員）
 委員 横山 秀憲 （三次市立三和中学校校長）
 委員 藤井 清美 （三次市立塩町中学校校長）
 委員 助木 達夫 （三次市体育協会会長）
 委員 今田 邦彦 （三次市スポーツ少年団本部長）

○三次市地域部活動検討委員会検討経過

回数	開催日	場所	内容
第１回	令和３年１２月１０日(金) １３時３０分～１５時００分	三次市役所本館 ６階 ６０３ 会議室	・ 委嘱状交付 ・ 委員長，副委員長選出 ・ 概要説明（情報共有，事例研究） ・ 今後の進め方について （データ及び資料収集） ・ 意見交換
第２回	令和４年３月１５日(火) １３時３０分～１５時３０分	みよしまちづくりセンター １階会議室	・ 講師を招いて情報共有 ・ 本市の現状把握 ・ 部活動アンケート実施
第３回	令和４年１０月２６日(水) １３時３０分～１５時２０分	みよしまちづくりセンター １階会議室	・ 国，県の現状報告 ・ 部活動アンケート報告 ・ 三次版地域部活動移行方針提案 ・ 意見交換

第4回	令和5年2月3日(金) 13時30分～15時30分	三次市役所本館 6階 601 会議室	・国，県の方針転換説明 ・教員対象調査報告 ・提言書（案）提案 ・今後の進め方について ・意見交換
第5回	令和5年3月22日(水) 13時00分～13時30分	三次市役所本館 5階 教育長室	・提言書提出 ・意見交換

三次市

部活動の地域移行に係る基本方針

令和5年10月

三次市教育委員会



1 はじめに

2 国の動向

3 三次市の現状

(1) 市立中学校の部活動の現状

(2) 三次市地域部活動検討委員会

4 三次市 部活動の地域移行に係る基本方針

(1) 目指すところ

(2) 進め方について

(3) 検討委員会及び推進協議会について

(4) 「三次市 部活動の地域移行に係る基本方針」の見直しについて

Ⅰ はじめに

これまで、学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義があると考えます。

しかし、本市においても少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、全国的に学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなると考えられます。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

本市では、国の動きも受け、令和3年に「三次市地域部活動検討委員会」を立ち上げ、委員の皆さんには、三次市立中学校部活動の地域移行について調査・検討していただき、学校における働き方改革を踏まえた、生徒にとって望ましい部活動の在り方をまとめていただきました。

令和5年3月に、検討委員会からの提言として、教育長に提出されました。

この度、教育委員会では、部活動の地域移行に係る基本方針を策定し、地域の特性を生かした、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築していきます。

2 国の動向

国では、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成31年・令和元年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘されました。令和2年に、スポーツ庁及び文化庁としても、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとしました。

令和4年6月及び8月には、これらの具体的な方策について、「スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議」から各提言が示されました。これらを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、平成30年のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

令和4年12月

**学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する
総合的なガイドライン【概要】**

○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。

○ 令和4年度に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。

○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

（主な内容）

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

（主な内容）

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体を取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

（主な内容）

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

（主な内容）

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数・精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

スポーツ庁及び文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

3 三次市の現状

(1) 市立中学校の部活動の現状

近年、少子化の影響もあり、学校単独では人数が足りずチームを組むことが難しく、複数の学校の生徒で構成する合同チームとして活動しているなど、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しい状況に陥っています。これらの合同チームとして活動している部については、平日は各学校において基本練習を行い、休日に集まって、合同練習をしたり、試合に参加したりしています。

また、複数の団体競技において、中学校の部活動の部員が既存のクラブチームへ加入（二重登録）したり、新たにクラブチームが立ち上がったたりする動きが進んでいます。

(2) 三次市地域部活動検討委員会

令和3年度は、三次市立中学校部活動の地域移行について調査・検討し、学校における働き方改革を踏まえた、生徒にとって望ましい部活動の在り方を検討するための地域部活動検討委員会を立ち上げ、次のとおり、取り組んできました。

令和3年12月	第1回三次市地域部活動検討委員会
令和4年 3月	第2回三次市地域部活動検討委員会
令和4年10月	第3回三次市地域部活動検討委員会
令和5年 2月	第4回三次市地域部活動検討委員会
令和5年 3月	第5回三次市地域部活動検討委員会 三次市教育委員会へ「意見提言」提出

<検討委員会の経過と今後の見通し>

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検討期間		試行期間	創造期間		実走期間
	●第1回検討委員会(12月)	●第3回検討委員会(10月)	●第6回検討委員会(R5.11月)		
	●第2回検討委員会(3月)	●第4回検討委員会(R5.2月)	●第7回検討委員会(R5.12月) 随時移行の実践		
		●第5回検討委員会(R5.3月)提言書提出	●第8回検討委員会(R6.2月) ※年間3回程度検討委員会開催		

4 三次市 部活動の地域移行に係る基本方針

(1) 目指すところ

学校部活動の地域クラブ活動への移行は、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指しています。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、さらに、地域での多

様な体験や様々な世代との豊かな交流を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、地域の実態やニーズに応じた活動ができる環境を整えます。新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応についての三次市の方針として、次のように示します。

- 既存の部活動種目を地域クラブ活動として受け入れ、子どもたちが「やりたい」「やってみたい」と意欲的にスポーツに親しむ環境づくりに取り組む。
- 既存の組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育協会、クラブチーム、住民自治組織、NPO法人、企業、任意団体など）が受け入れを担うことで、地域の活性化を図ることも期待され、「Win-Win」の関係の構築を図る。
- 令和7年度には、複数の地域で複数のクラブ活動が地域クラブ活動に移行している状態を目指す。当面の間、「学校部活動」と「地域クラブ活動」が併存する状態となる。
- 教員の働き方改革の観点からも、部活動を地域に移行することで、教員が本来の業務に専念できるようにする。
- 地域クラブ活動移行の過渡期においても、学校部活動の地域連携等、現部活動の改善をすすめる。
- 「学校部活動」は、部活動指導員の形で派遣したり、現在、学校で部活動を指導している教員が指導したりすることとする。
- 地域クラブ活動移行後においても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、令和元年策定の「運動部活動の方針（三次市）」「文化部活動の方針（三次市）」に示す休養日及び活動時間を遵守するものとする。

(2) 進め方について

検討委員会で出された意見提言、令和4年2月実施の三次市「部活動に関する部活動アンケート」の結果や「部活動の地域移行に係る指導を希望する教職員対象調査」の結果並びに、令和4年12月にスポーツ庁、文化庁が示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、国、県の動向や先進地事例などの取組を参考にして取り組みます。本市で配置する総括コーディネーターを中心として、地域や各学校及び関係する団体・組織と細やかに連携を図り、各地域や中学校区の実状に応じて、地域クラブ活動への移行が可能な地域（中学校区）、可能な種目等から取り組むこととします。

「文化部」についても併せて地域クラブ活動への移行に取り組みます。そのため、現検討委員会に文化に関する委員を加えた新たな検討委員会で協議をしながら進めていきます。

具体的な活動の受け皿としては、次のようなことが考えられます。

- ① 既存の組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育協会、クラブチーム、文化団体、住民自治組織、NPO法人、企業、任意団体など）の一部（事業）として運営
- ② 新たな組織・団体等を設立して運営

(3) **検討委員会及び推進協議会について**

引き続き検討委員会等を随時開催し、進捗状況等の報告や意見交換の場を持ち、活動する施設の確保、中学校体育連盟主催の大会のあり方、指導料・保険等の活動に伴う費用、活動に係る安全管理、指導者への研修機会の確保、資格の取得、移行についての関係者周知等について検証を重ねながら時間をかけて取り組みます。また、取組状況について広く情報発信することとします。

地域クラブ活動への移行に取り組むマネジメント組織を設立するため、総括コーディネーターを配置し、受け皿となる団体や組織（新規または既存）との連携を図るための推進協議会を開催し、受け皿となる団体や組織に対し、自走できるよう人材、施設、財源等の条件整備の支援を行います。

(4) **「三次市 部活動の地域移行に係る基本方針」の見直しについて**

当面、この「三次市 部活動の地域移行に係る基本方針」に基づいて、部活動の地域移行を進めることとします。しかしながら、提言書においても「国や県，各市町と連携を取りつつ，国，県の動向や先進地事例などの状況把握に努め，取組の参考とすること。」とあるように著しく変化する教育，学校そして地域を取り巻く状況を鑑み，必要に応じてこの「三次市 部活動の地域移行に係る基本方針」を検証し，見直すものとします。